

保護者 様

下諏訪町教育委員会

医療機関において「インフルエンザ」と診断された児童生徒については、学校保健安全法に基づき出席停止となります。

出席停止の基準は「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児は 3 日)を経過するまで」とされております。またインフルエンザによる出席停止は、欠席日数には算入されません。

登校を再開できる状態になった場合は、下記報告書に保護者が記入し、学校へ提出してください。「実際にいつまで学校を休めばよいか」、「治癒したことについて再度診察を受ける必要があるか」につきましては医師の指示に従ってください。

## 治 癒 報 告 書

学校長 様

\_\_\_\_\_年 組

生徒氏名 \_\_\_\_\_

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_